

(4) 労働基準監督関係

令和4年度における労働基準監督事務の概要は、次のとおりである。

ア 事業場調査について

人事委員会は、地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、地方公共団体の行う労働基準法別表第1第11号、第12号及び同表に掲げる事業以外の事業（官公署等の事業）に従事する職員（企業職員及び単純労務職員を除く）について労働基準監督機関の職権を有している。

このため、人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使することとされている事業場について、書面等による調査及び指導（以下「事業場調査」という。）を行い、職員の勤務環境の向上を図っている。

全体状況の把握と効率的な指導を図るため、平成19年度から書面による全数調査と必要に応じた実態確認を実施しており、令和4年度は、当委員会所管の調査対象のうち、170事業場について実施した。（兼務職員のための10事業場は調査対象から除いている。対象事業場の内訳：知事部局51事業場、教育委員会89事業場、警察23事業場、その他任命権者7事業場）

イ 労働基準法及び安全衛生法関係

(ア) 労働安全衛生法に基づく認定及び報告状況について（4年度受付分）

| | 衛生管理者の選任報告(件) | 産業医の選任報告(件) | 定期健康診断結果報告(事業場) | 特殊健康診断・特定健康診断結果報告(事業場) | 労働者死傷病報告(件) | 有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定(件) |
|-------|---------------|-------------|-----------------|------------------------|-------------|-----------------------|
| 知事部局 | 14 | 6 | 12 | 6 | 3 | 1 |
| 教育委員会 | 12 | 6 | 50 | 20 | 30 | 2 |
| 警察 | 13 | 1 | 18 | 16 | 40 | 1 |

(イ) 宿日直許可の状況について（5.3.31現在）

| | |
|-------|----|
| 知事部局 | 5 |
| 教育委員会 | 33 |
| 警察 | 23 |
| その他 | 1 |

ウ ボイラー等の安全取締りの状況

(ア) ボイラー、第一種圧力容器、ゴンドラ及びクレーン（以下「ボイラー等」という。）の安全取締りの状況

総括表（5.3.31現在） 設置事業場数 44（廃止分を除く。）

| | ボイラー | 第一種圧力容器 | ゴンドラ | クレーン |
|---------------------------------|------|---------|------|------|
| 前年度末の設置基数 (A) | 42 | 36 | 1 | 4 |
| 本年度設置基数 (B) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 本年度廃止基数 (C) | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 本年度末の総数設置基数(D) <(A)+(B)-(C)> | 41 | 36 | 1 | 4 |

(イ) ボイラー等の諸検査の状況

| 区 分 | 事業場数 | 基 数 | | | |
|--------|------|------|------------------|------|------|
| | | ボイラー | 第 一 種 圧 力 容 器 | ゴンドラ | クレーン |
| 落成検査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 変更検査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 使用再開検査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 性能検査 | 38 | 37 | 33 | 0 | 1 |

(検査結果)

- 1 ボイラー等の性能検査については、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所が実施する検査を受検している。
- 2 本年度における検査結果は概ね良好であったが、性能検査のうち、ボイラー3基及び第一種圧力容器3基については、附属部品等の取り換え、補修等の指示、指導があった。

出典：人事委員会年報（令和4年度）P64～P65、岩手県人事委員会